

感染症法の概要 (特定病原体等の管理)

一種病原体

- エボラウイルス、南米出血熱ウイルス等



公益上必要な試験研究

所持：国又は政令で定める法人（施設の指定が必要）

運搬：公安委に届出

二種病原体

- ペスト菌、炭疽菌、SARSコロナウイルス等



試験研究等

所持：厚労大臣の許可を受けた場合のみ

運搬：公安委に届出

三種病原体

- MERSコロナウイルス、SFTSウイルス等

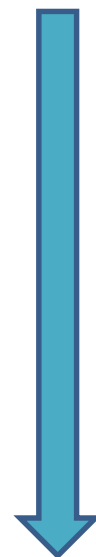


所持：7日以内に厚労大臣に届け出

運搬：公安委に届出

四種病原体

- ポリオウイルス、インフルエンザウイルス等



厚労省令 病原体等に応じた施設基準、保管・使用・滅菌等の基準
厚労大臣等による報告徴収、立入検査、改善命令、罰則

病原体所持者の義務

所持する病原体の種類により課せられる義務のレベルが異なる

	一種	二種	三種	四種
感染症発生予防規程の作成	○	○	—	—
病原体等取扱主任者の選任	○	○	—	—
教育訓練	○	○	—	—
滅菌譲渡	○	○	○	○
記帳義務	○	○	○	—
施設の基準	○	○	○	○
保管等の基準	○	○	○	○
運搬の届出(公安委)	○	○	○	—
事故届	○	○	○	○
災害時の応急措置	○	○	○	○

一種病原体等と二種～四種病原体等の 施設基準等における主な違い

	一種	二種～四種
耐震構造	○	—
地崩れ、浸水	○	○
非常用予備電源設備	○	—
管理区域の監視室	○	—
シャワー室	○	—
安全キャビネット	クラスⅢ以上 ※	クラスⅡ以上
給気設備(HEPA)	○	—
排気設備	○(二以上のHEPA)	○(一以上のHEPA)
予備の排気設備	○	—
排水設備	高圧蒸気滅菌装置 及び薬液装置	○又は—

※ 陽圧服着用の場合は、クラスⅡB以上の安全キャビネット

感染症法「第11章 特定病原体等」の構成

参考1

第1節 一種病原体等 (第56条の3～56条の5)

- 原則として、何人も、一種病原体等を所持してはならない。

第2節 二種病原体等 (第56条の6～56条の15)

- 二種病原体等を所持しようとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

第3節 三種病原体等 (第56条の16、17)

- 三種病原体等を所持する者は、当該三種病原体等の所持の開始の日から7日以内に、・厚生労働大臣に届け出なければならない。

第4節 所持者等の義務 (第56条の18～56条の29)

- 感染症発生予防規程の作成等、病原体等取扱主任者の選任等 (一種・二種)
- 記帳の義務 (一～三種)
- 施設の基準、保管等の基準 (一～四種) 等

第5節 監督 (第56条の30～56条の38)

- 報告聴取、立入検査、改善命令
- 厚生労働大臣と警察庁長官等との関係 等

特定一種病原体等所持指定施設に関する規定 参考2

取扱施設の限定

厚生労働大臣指定の施設以外では、以下を禁止

- 一種病原体等の所持の禁止(第56条の3)
- 一種病原体等の輸入の禁止(第56条の4)
- 一種病原体等の譲渡し及び譲受けの禁止(第56条の5)

大臣指定施設に課せられる義務

取扱施設については、以下の基準等への遵守を義務化

- 感染症発生予防規程の作成等(第56条の18)
- 病原体取扱主任者の選任等(第56条の19)
- 教育訓練(第56条の21)
- 滅菌(第56条の22)
- 記帳義務(第56条の23)
- 施設基準(第56条の24)
- 保管等の基準(第56条の25)
- 運搬の届出(第56条の27)
- 事故届(第56条の28)
- 災害時の応急措置(第56条の29)

大臣指定施設の監督

厚生労働大臣には、以下の権限が付与

- 報告徴収(第56条の30)
- 立入検査(第56条の31)
- 改善命令(第56条の32)
- 感染症発生予防規程の変更命令(第56条の33)
- 解任命令(第56条の34)
- 指定の取消し等(第56条の35)
- 滅菌等の措置命令(第56条の36)
- 災害時の措置命令(第56条の37)

罰 則 (第67～69、72、75、76、80～81条)